

香取の古墳と吾作銘鏡

石倉亮治

千葉県立中央博物館
〒260 千葉市中央区青葉町955-2

1. はじめに

(1) 香取の海と古墳について

香取の地は、古墳時代においては『香取の海』と呼ばれた入海が存在し、『香取の海』を介在とした地域文化の熟成と時代の大きなうねりの伝授という両面性を持つ地域であった。古墳時代前期には香取郡干潟町の滝台古墳や香取郡下総町の大日山古墳が築造され、中期には干潟町の御前鬼塚古墳のように墳丘の周囲に長方形の周溝を持つものや、利根川流域を中心に香取郡神崎町の能照寺裏古墳や小松古墳、佐原市の禅照寺山古墳等が出現する。特に小見川周辺に所在する古墳出土の石枕や石製模造品は早くから注目されていた。全国的に見ても石枕や石製模造品はその分布が千葉・茨城両県に顕著であり、香取の地はまさにその中心にあると言える⁽²⁾。

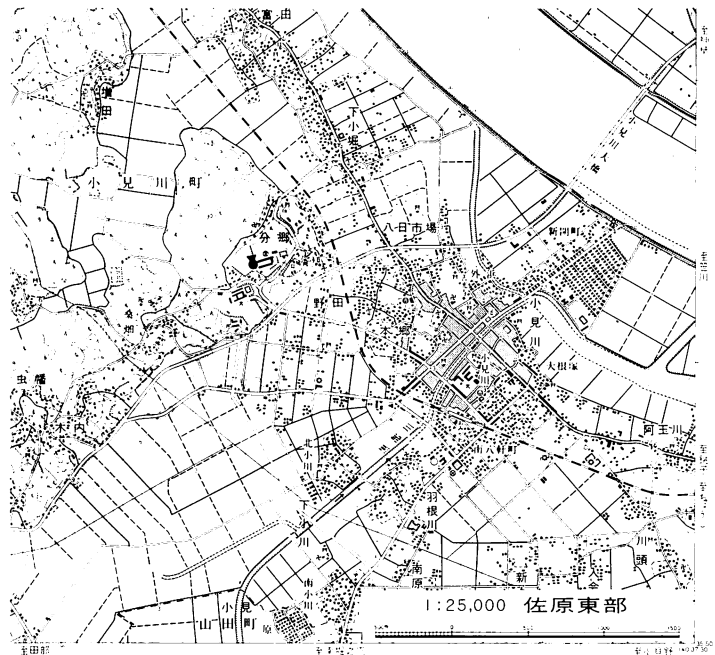
さらに、この地域色豊かな遺物とは対照的に大和の勢力の影響力を顕著に示すいくつかの例を挙げることもできる。

当時の『香取の海』の周辺には、『香取の海』を眼下に見下ろすことのできたであろうと推定される標高45mの小高い台地上に城山古墳群が位置し、平地には長持形石棺の埋

葬されていた大塚山古墳を含む豊浦古墳群や香取神宮へつづく台地上に位置する神里古墳群があり、小見川周辺が古代香取の重要な拠点であったことを示している。

こうした古墳の中でも小見川高校の移転を契機に消滅したとはいえ、かつて城山古墳群に所在し神獸鏡を出土した城山1号墳は『香取の海』を語るうえで欠くことのできない存在である。

調査は、昭和38年立正大学文学部考古学研究室によって実施され、遺物は現在小見川町立文化財保存館に収蔵され県指定有形文化財となっており、横穴式の石室は城山公園内に移築展示



(国土地理院 1:25,000 佐原東部使用)

図1 位置



図2 城山1号墳墳丘全景

されている。

城山1号墳は、全長68m、前方部幅36m、後円部径32mの前方後円墳である。

後円部南側の周溝から確認された石敷は後円部南側に開口した片袖式の横穴式石室まで続いており、墳丘からは円筒埴輪や形象埴輪の埴輪列、土師器、須恵器等確認されたが松の植林により、埴輪の多くが上部を欠損していた。

玄室内の出土遺物として、頭椎大刀・円頭大刀・環頭大刀・直刀・鉄製刀子・鹿角製刀子・鉄鍔の武器類、衝角付兜・桂甲・臍当の武具類、鞍・壺鏡・轡・雲珠の馬具類の他、金銅環、銀環、金銅鈴、銀球、金銅板、針、懸金具、玉類等と共に神獸鏡の出土が報告されている⁽³⁾。

(2) 城山1号墳出土の神獸鏡について

城山1号墳出土の神獸鏡は、玄室左側の木棺中央部西寄りのところで鏡面を上に向けて出土しており、鈕の部分や文様面に繊維の付着が見られることから布に包んで副葬したと推定されている。鏡式は鏡縁部が断面三角形のいわゆる三角縁神獸鏡で、その図柄から三神五獸鏡である。内区の鋸歯文帯の外側に銘文帯を持ち、「吾作明竟甚大好」ではじまる右廻りの銘を記す。

既に先学の研究により京都府椿井大塚山古墳

及び岐阜県可児町出土の鏡と同型関係にあることが指摘されている⁽⁴⁾。

鏡の文様は内区の神獸像の縁に三角形の鋸歯文を配し外周に銘文帯がくる。銘文帯の外側のキャタピラ状の櫛歯文から一段高くなった外区では二重の鋸歯文、その外側に複波文、さらに外側に鋸歯文を巡らせ、断面三角形の縁部へと続く。

内区には四つの乳と六つの小乳により分割された区画に神獸像はじめ三角縁神獸鏡に独特な松笠状の文様等が配置され、このうち神仙像はいづれも渦状冠⁽⁵⁾を被る。

二神の並ぶ構図のうち右側の像では渦状冠も簡略化され足元に逆三角形の突起が1個描かれているのに対し、左側の像では突起が2個描かれるほか頭の渦状冠の中央には鈕に向かって突起をそえている。神像の区別の明確な奈良・大塚新山古墳出土の吾作銘四神四獸鏡では前者の神像の脇には「西王母」銘があり、後者については神像の脇に「東王父」銘がある。

この二神像と鈕を挟んで対応する位置に獸像と並んだ単身の神像がゆったりと控えており、他の二神像よりも丁寧な表現で描かれている。前述の大塚新山の吾作銘四神四獸鏡では東王父の表現は裾を広げた描き方をしており、あるい

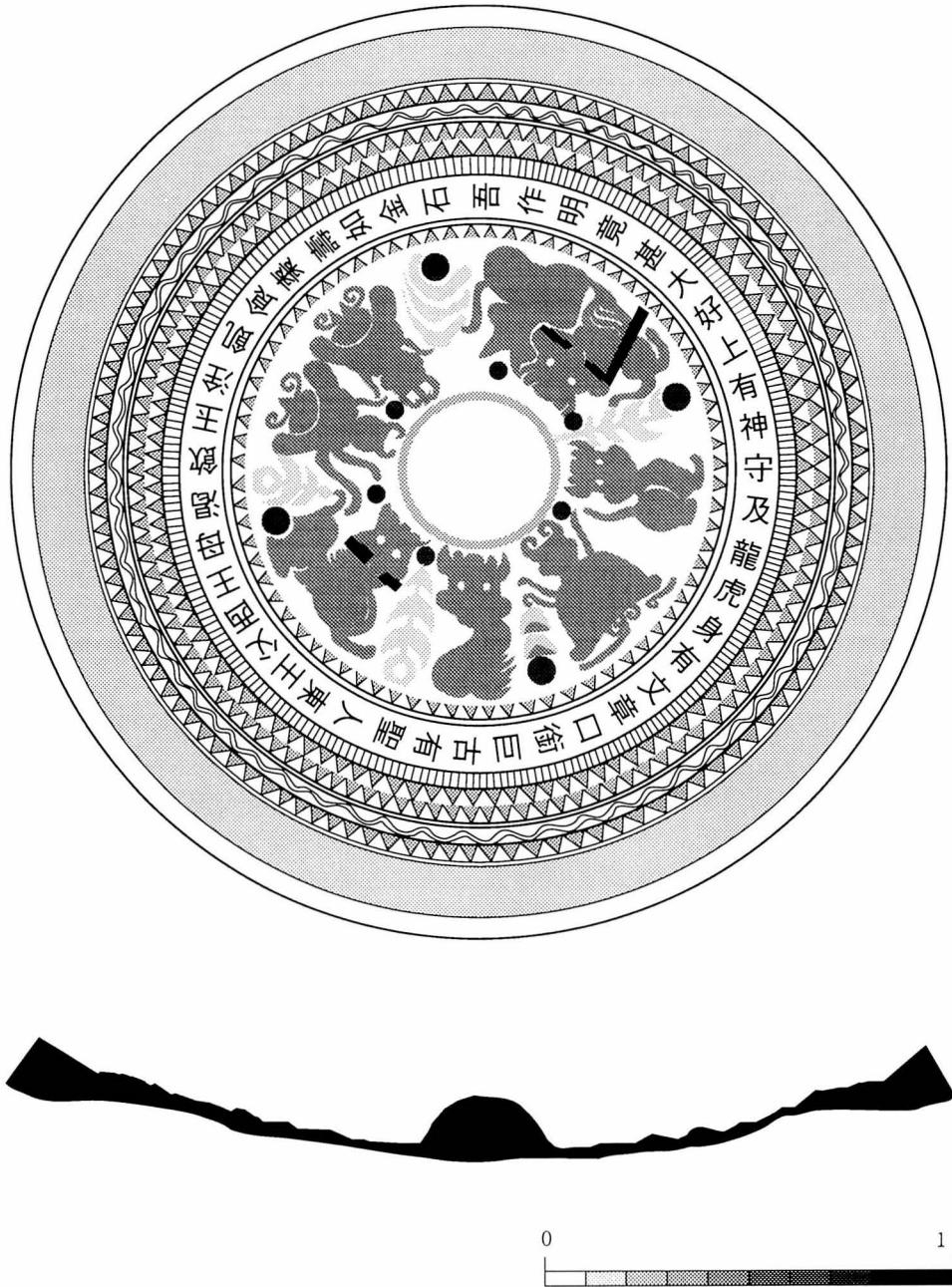


図3 吾作銘三神五獣鏡

は単身の神像が東王父であるのかもしれないが被り物から観察すると西王母である可能性も否定できない。

京都・椿井大塚山古墳出土の吾作銘四神四獣鏡の神像において三山冠を被る神像に「東王父」銘が、渦状冠を被る神像に「西王母」銘がそれぞれ刻まれており、この西王母像は足元に逆三角形の突起が1個描かれている。

このことから城山1号墳出土鏡の渦状冠を被り、足元に逆三角形の突起が1個描かれている神像は西王母である可能性は高い。細部の特徴を観察すると三つの神像はそれぞれ微妙に表現を異にしており特定できる可能性も残しているが、神獣像の詳細な分析について紙面を削ぐ⁽⁶⁾のは本稿の論旨からそれるため別稿に譲りたい。

2. 銘と鏡式

城山1号墳出土の神獣鏡に刻まれた銘を検討するにあたり、鏡の銘がどのように移り変ってきたか簡単に確認しておきたい。

鏡の銘は、中国の春秋戦国時代末期において文様の一部であったことを受けて、前漢の初期においては他の文様の従属的な位置付けであったが、中期武帝代に至り主文様の座を得ることとなる。例えば、蟠螭文鏡では「大樂貴富 得所好 千秋萬歲 延年益壽⁽⁷⁾」大樂貴富 千秋萬歲 宜酒食⁽⁸⁾等の銘文が既に成立している。同時代の重圈文鏡においても銘文帯が鏡背の主体となり銘文も「内清質以昭明 光輝象而夫日月心忽揚而願忠然壅塞而不泄」のいわゆる『昭明』銘の単圈のタイプ⁽⁹⁾、あるいは「見日之光 長母相忘」のいわゆる『日光』銘と「絜清白而事君 窓而法之弇明 仍玄錫之澤流 恐疏遠而日忘 懷靡美之窮嗤 外承驩之可兌 思窈佻之令京 願永思而母絶」のいわゆる『清白』銘の内外両圈における組み合わせのタイプ⁽¹⁰⁾、「清沮銅華以為鏡 照察衣服觀容能 絲繭雜還以信 清光平成宜佳人」と雲雷文の組み合わせのタイプ⁽¹¹⁾、内外両圈ともに銘文のある(内圈)「久不相見 長母

相忘」(外圈)「常宜子孫兮日番昌 千秋萬歲樂未央 宜吏■精明光兮■」タイプといずれも簡潔な表現ながら豊かな感情を詩文に詠いあげており、銘文で重圈文鏡と近接した印象のある草葉文鏡においても「見日之光 天下大明」あるいは「見日之光 長母相忘」「日有喜 宜酒食 長貴富 樂母事⁽¹²⁾」といった一層簡潔で整った文体の銘が好んで用いられている。

この他、連弧文鏡では銘の字間に『㊦』『㊧』を挟む「見日之光 天下大明⁽¹³⁾」や「見日之光 長思母忘⁽¹⁴⁾」の『日光』銘、「日有喜月有富 樂母事 常得意 美人會竿瑟侍 賈市程萬物平老復丁死 復生 醉不知醒旦星」の『日有喜』銘、「絜清白而事君 窓法志驩之弇明 之玄錫之澤流 恐疏遠而日忘 懷靡美之窮嗤 外承驩之可兌 慕窈佻之令京 願兮永思而母絶 清光哉宜佳人⁽¹⁵⁾」の『清白』銘の成立もこの時代に求められる。

この時代においては、鏡式を越えて類似する銘文を用いる場合の多いことが認められる。また、これらの銘の解釈の際、『楚辭』が大いに参考とされることは先学の研究により指摘されている⁽¹⁷⁾。

前漢後・晩期から後漢前期には高位高官・不老不死・子孫繁榮等を表現した吉祥句を特徴とし、神仙思想の流行を反映したものとなる。紀氏銘(尚方作、王氏作等)が出現し銅鏡の流通が顕著となるのもこの時期である。

漢式鏡の最も特徴的な、かつてTLV鏡と呼ばれた一連の文様をもつ規矩文鏡において、「尚方御竟大母傷 巧工刻之成文章 左龍右虎 辟不祥 朱鳥玄武順陰陽 子孫備具居中央 長保二親樂富昌 壽儻金石如侯王兮」
「尚方作鏡真大好 上有仙人不知老 渴飲玉泉 飢食棗 浮游天下敖四海 壽如金石為國保」
「王氏作鏡真大好 上有仙人不知老 渴飲玉泉 飢食棗 浮游天下敖四海 壽如金石之國保」
「新有善銅出丹陽 和以銀錫清且明 左龍右虎 主四彭 朱爵玄武順陰陽」
「杜氏作竟四夷服 多賀新家人民息 胡虜殄滅 天下復 風雨時節五穀熟 長保二親受大福 伝

吉後世子孫力 官位高」等の銘の成立した時期でもある。

神仙思想流行の傾向は後漢中期の銘文や神獸鏡・画像鏡の文様にも反映され、わが国の古墳時代の神獸鏡に配された銘と文様の起源となるものの多くはこの時代にまで遡ることができる。後漢中期に至り銘文中に年号を入れる紀年銘鏡の流行が見られるようになるが、最古の紀年銘は五島美術館蔵の複線波紋縁連弧紋鏡の『居撰元年（紀元6年）』銘である。

神獸鏡、画像鏡に記された銘や文様は神仙界の逸話を素材としており、『西王母』『東王父』『王子喬』『赤松子』といった伝説上の神仙の超現実的な説話を文様化し、吉祥句で銘を飾ることで鏡の所有者の縁起を喚起する信仰的な性格を強めている。

神獸鏡の最も古いものは「元興元年五月丙午」銘の環状乳三神三獸鏡である。

「元興元年五月丙午日天大赦 広漢造作尚方明竟 幽凍三商 周得無極 世得光明 長樂未央 富且昌 宜侯王 師命長 生如石 位至三公 寿如東王父 西王母 仙人子 立至公侯」

また、『建安』年号銘鏡では出土地が判明しているものは安徽省蕪湖、江蘇省鎮江、浙江省の紹興、余姚、衢州、湖北省鄂城といった揚子江流域の江南の地域のもので占められている。

「吾作明竟 幽凍宮商 周羅容象 五帝天皇 白牙單琴 黄帝除凶 朱鳥玄武 白虎青龍 君宜高官 子孫番昌 建安十年造大吉」

後漢後晩期の「長宜子孫」銘をもつ連弧文（内行花文）鏡において鈕座を囲む四葉文に『長』『宜』『子』『孫』が一字ずつ配されている。なお、このほか連弧文鏡の銘には「長宜高官」「位至三公」「寿如金石」等が象徴的に見うけられ、わが国出土の鏡に見られる銘の多くは漢代末には既に成立していることが解る。

その後、魏晋南北朝時代の中国における鏡の製作自体がおもに南方の江蘇省、浙江省あたりに拠点が集約され、漢代ほどの活況は見られなくなる。鏡式も四神四獸鏡を基本とする神獸鏡、

画像鏡、変形四葉文鏡、夔鳳鏡が主となり、銘も判読が困難なものが多くなっている。

「黄武元年五月丙五■日中造作明鏡…」⁽²¹⁾

「嘉興元年歳在大陽 乾☰[坤] 合作 王道始平 五月戊午所加日中制作竟 百煉清銅服者 萬年位至侯王 辟不(羊)」⁽²²⁾

魏晋南北朝時代の各鏡式のうち、特に神獸鏡では魏呉蜀三国の覇権をめぐる抗争を反映してそれぞれの国の年号を用いた紀年銘鏡や鏡の製作者銘、あるいは所有者銘を用いた紀氏銘鏡がきわだっている。

また、日本の古墳出土のいくつかの鏡式においてもこれらの影響を受けたことを示す紀年銘・紀氏銘鏡が存在する。

「赤烏元年五月二十五日丙午(造)(作)(明)(竟)(百)(凍)(精)(銅)(服)(者)君侯(宜)(子)(孫)(寿)萬年」⁽²³⁾

「(赤)烏(七)年(太)(歳)在丙午 昭如日中 造(作)明(竟)百(幽)漳服者富貴 長樂未央 子孫(番)(昌)(可)(以)(昭)(明)」⁽²⁴⁾

「景初三年 陳是作鏡 自有経述 本是京師杜(地) ■出 吏人 ■ (位)(至)三公母人詔之 保子宜孫 寿如金石」⁽²⁵⁾

「景初四年五月丙午之日陳是作鏡 吏人詔之位至三公 母人詔保子宜孫 寿如金石」⁽²⁶⁾

「正始(元)(年)(陳)(是)(作)(鏡)(自)(有)(経)述 本自(苻)師杜(地)命出(寿)(如)(金)(石)(保)子宜(孫)」⁽²⁷⁾

「元康■年八月二十五日氏作鏡…」⁽²⁸⁾

3. 城山1号墳出土鏡銘文の成立の経緯

城山1号墳出土の三神五獸鏡には、次の銘文が確認されている。そこで、この銘文を句節ごとに検討しておくこととする。

吾作明竟甚大好
 上有神守及龍虎
 身有文章口銜巨
 古有聖人東王父西王母
 渴飲玉沍飢食棗

壽如金石

吾作明竟甚大好

「吾作明竟（鏡）」銘は前述（註20）のように、後漢代の『建安』年号銘鏡に顕著であるが、「吾作明竟（鏡）」で言い切る先頭句の銘文は、後漢の『建安』年号銘鏡をはじめ比較的古いタイプであることがわかる。国内及び若干の国外出土を加えた46面の「吾作明竟（鏡）」について観察すると、このタイプの銘文の第二句には通常「幽涑三剛」、「幽涑三商」、「幽涑宮商」のいずれかが用いられる場合が多い。

ところが、城山1号墳の神獸鏡銘にも見られるように「吾作明竟（鏡）」銘の後に「甚大好」と類似の修辭句を付加する例がある。

「某氏作明竟」に続いて「甚大好」を用いるものは次の例がある。

「吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎 身有文章口銜巨 古有聖人東王父西王母 湯汲玉淦飢食棗 壽如金石」〈1～3〉

「吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎 身有文章口銜巨 古有聖人東王父西王母 湯汲玉淦飢食棗 五男二女 長相保吉昌」〈4～5〉

「吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎 古有聖人東王父 湯汲玉泉飢食棗 壽如金石」〈6～7〉

「吾作明竟甚大好 上有東王父西王母 仙人王喬赤松子 湯汲玉泉飢食棗 千秋萬歲不知老兮」〈8～9〉

「吾作明竟甚大好 上有王喬以赤松 師子天鹿其龍 天下名好世無雙」〈10～13〉

「陳是作鏡甚大好 上有王父母 左有倉龍右白虎 宜遠道相保」〈14～16〉

「陳氏作鏡甚大好 上有仙人不知老 君宜高官保子宜孫 壽如金石」〈17～18〉

「陳氏作鏡甚大好 上有■守■（龍）虎 身有文章口銜巨 古有聖人王父母 湯汲玉泉飢食棗」〈19〉

「陳氏作鏡甚大好 上有■■■■龍虎 身有文章口銜巨 （古）有聖人王父母 湯玉泉」〈20〉

「張是作竟甚大好 …有聖■東王父■■■■■」

〈21〉

これらの銘文を観察すると次ぎのようなことが解る。

いずれの紀氏銘がきても「…甚大好 上有」の後第二句に「神守及龍虎」が続くAタイプ、以下同様に「東王父西王母」が続くBタイプ、「王喬以赤松」の続くCタイプ、「仙人不知老」の続くDタイプに整理される。

鏡の銘の分類に関しては、樋口隆康（『古鏡』（1979））によるものがある。本稿では、第一句の「某氏作竟（鏡）」の後に修辭句を付加する銘に主眼を置いた検討を目的とするためあえて枝葉にいたる細分化を踏襲していない。したがって、樋口分類のうち本稿と関係する分類ではおおそ次ぎのような対比関係にある。

Aタイプ…Rc式、Bタイプ…Ra1式・Ra2式、Cタイプ…Rb1式・Rb2式、Dタイプ…K式に相当する。²⁹⁾

また、前例の「張是作竟」の「…甚大好 …有聖■東王父■■■■■」は、第二句に「神守及龍虎」を含んでいることが推定されることからAタイプであると考えられる。「眞大好」を用いるものでは

「尚方作竟眞大好 上有仙人不知老 湯汲玉泉飢食棗 浮游天下敖三海 爲國保」〈22〉

「尚方作竟眞大好 上有仙人不知老 湯汲玉泉飢食」〈23〉

「尚方作竟眞大好 上有山人不」〈24〉

「王氏作竟眞大好 上有仙人不知老 湯汲玉泉飢食棗 浮游天下敖三海 壽如金石之天保樂未央」〈25〉

「吾作明竟眞大好 浮由天下（敖）四海 用青同至海東」〈26〉がある。

「袁氏作竟眞大好 上有東王（父西王母 山）人子高兮赤甬子 長保二親 …孫子…」〈27〉では「…眞大好 上有」の後に「東王父西王母」が続くBタイプ、「仙人不知老」が続くDタイプがあり、「吾作明竟」〈26〉の「…眞大好 浮由天下（敖）四海 用青同至海東」は「…眞大好 上有仙人不知老 湯汲玉泉飢食棗 浮由天下

(敖)四海 用青同至海東」と補うことが可能であり、Dタイプの省略されたものと考えられる。

また、前漢鏡のいわゆる TLV 鏡と呼ばれる規矩文鏡中に「作佳鏡成眞大好 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食棗 壽如金石」銘があり、城山1号墳出土の神獸鏡銘はこれらの銘文が下敷となっていることは十分に考えられる。

「甚大工」を用いるものでは

「吾作明竟甚大工 上有王喬以赤松 師子天■其■龍 天下名好世無雙 ■■■■■壽■■■」
〈28～29〉

は「…甚大工 上有」の後に「王喬以赤松」の続くCタイプである。

また、「鏡陳是作甚大工 荆暮周攸用青同 君宜高官 至海東保子宜孫」〈30〉では「…甚大工 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食棗 浮由天下 (敖)四海 荆暮周攸用青同 君宜高官 至海東保子宜孫」と補うことが可能であり、「眞大好」系のDタイプの銘文と近いことが解る。

「眞大工」には

「田氏作竟眞大工 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食棗 千秋萬歳」〈31〉

「岑氏作竟眞大工 上有山人大吉兮」〈32〉

「石氏作竟眞大工 上 (山人不) 知老兮」〈33〉があり、すべて「…眞大工 上有」の後に「仙人不知老」を続けるDタイプである。

「…眞大巧」には

「尚方作竟眞大巧 上有仙人不知老 渴 (汲) 玉泉 (飢) 食棗 東王父西王母」〈34〉

「尚方作竟眞大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉 ■兮」〈35〉

「尚方作竟眞大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食棗 七子」〈36〉

「劉氏作竟眞大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉」〈37〉

「■氏作竟眞大巧 上有山人不知老 玉泉兮」〈38〉

「太山作竟眞大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食棗 壽長如此兮」〈39〉

「尚方御竟眞大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉

飢食棗 浮游天下敖三彭 壽如金石爲國保」
〈40〉

「尚方作佳竟眞大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食棗 浮游天下敖四海 爲保壽如金石長樂未央宜羊」〈41〉

「尚方作佳竟眞大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食」〈42〉があり、いずれも「…眞大巧 上有」の後に「仙人不知老」を続けるDタイプである。

「張氏作鏡真巧」銘の場合は第二句以下に「仙人王喬赤松子 師子辟邪世少有 渴飲玉泉飢食棗 生如金石天相保兮」〈53～57〉と続くBタイプ〈8～9〉の変形パターンである。

このタイプの銘は国内のみの出土である。

Bタイプでは第二句の「東王父西王母」に続き、Cタイプ第二句に用いられている「仙人王喬赤松子」を第三句に用いる場合があり、第四句にはDタイプ第三句の「渴飲玉泉飢食棗」が用いられている。

「…甚大好 上有王父母 左有倉龍右白虎 宜遠道相保」〈14～16〉

「…甚大好 上有東王父西王母 仙人王喬赤松子 渴飲玉泉飢食棗 千秋萬歳不知老兮」〈8～9〉

Cタイプでは第二句「上有王喬以赤松」に続き第三句に「師子天鹿其■龍」、第四句に「天下名好世無雙」を用いる。

「…甚大工 上有王喬以赤松 師子天■其■龍 天下名好世無雙 ■■■■■壽■■■」
〈28～29〉

「…甚大好 上有王喬以赤松 師子天鹿其■龍 天下名好世無雙」〈10～13〉

「某氏作明竟」に続いて「甚大好」類似の修辭句を付加する場合には、紀氏銘を問わずDタイプの「仙人不知老」銘を第二句に用いるものが多いことが解る。

従来より「甚」、「眞」及び「好」、「工」、「巧」は同音漢字の仮借文字とされるが、いずれの銘文もDタイプであることからそのことを裏付けている。

なお、「上有…」銘が第二句ではなく、最後尾の第五句に用いられる例がある。「尚方作竜虎竟大母傷 巧工刻之成文章 白虎師子居中央 壽如金石佳自好 上有山人不知老兮」〈43～44〉で、いずれも国内出土鏡である。

「吾作明竟(鏡)」で言い切るタイプと「吾作明竟(鏡)…」と修辭句を付加するタイプでは、前者が漢代には既に存在することからより先行するものであることは疑い無いが、河南省淇県出土の神人車馬鏡の銘文に「尚方作竟真大巧 上有仙人不知老」銘(本稿Dタイプ)が存在することから、「吾作明(鏡)…」の後に修辭句を付加する方法はわが国出土の鏡にはじめて用いられたもてはなく、銘文を考案する過程で先進地域において当時流行していた銘文を参考に応用されたものと考えられる。

このほかに、静岡・新宝院山D-2号墳出土の「吾作竟自有紀 辟去不羊宜古市 上有東王父西王母 令人長命多孫子」銘四神四獸鏡は、「吾作竟」銘の後に「自有紀」の修辭句を付けながらいずれのタイプにも該当しない。城山1号墳出土の吾作銘三神五獸鏡銘との関わりは直接には無いため詳細は別稿に譲るが、同様のグループには次ぎのような例がある。

「吾作明鏡自有紀 除去不羊宜古市」(半円方格帶神獸鏡)

「吾作明竟自有紀 除去不羊宜市古」(飛禽走獸文縁神獸鏡)

「吾作明竟自有己 明而日月世少有 延年益壽兮」(香川・飛禽走獸文縁神獸鏡)

「上方作竟自有紀 除不羊吉」(変形連弧文鏡)

「黍言之始自有紀 凍治錫銅去異宰 除去不羊宜古市」(唐草文縁四神鏡)

「君魏高官位至三公 上方作自有紀 除去不羊宜古市 令人長命不知老 長保二親五男四女九子 父男爲王」(獸首鏡)

上有神守及龍虎

漢式鏡に見られる古典的な用法は四神鏡に代表される「… 上有仙人不知老兮 渴汲玉泉飢

食棗 …」の簡素なスタイルである。

「… 上有」の後に「神守及龍虎」銘がくるタイプを本稿ではAタイプと呼んでいるが、今のところAタイプの銘は国内出土鏡銘文のみで、なおかつ「吾作明竟甚大好」銘を第一句とする神獸鏡に限られる。

「吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎 身有文章口銜巨 古有聖人東王父西王母 渴汲玉泉飢食棗 壽如金石」〈1～3〉

「吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎 身有文章口銜巨 古有聖人東王父西王母 渴汲玉泉飢食棗 五男二女 長相保吉昌」〈4～5〉

「吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎 古有東王父 渴汲玉泉飢食棗 壽如金石」〈6～7〉「吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎 古有東王父 渴汲玉泉飢食棗 壽如金石」は、第二句に「身有文章口銜巨」が、第三句に「聖人」と「西王母」がそれぞれ欠落したものと考えられ、「渴汲玉泉飢食棗」に続く「壽如金石」と「五男二女 長相保吉昌」の二つのパターンを認めることができる。

「五男二女 長相保吉昌」のパターンは、獸首鏡の「君長高官位至三公 上方作竟自有紀 除去不羊宜古市 令人長命不知老 長保二親五男四女九子 父男爲王」や細線獸帶鏡の「天日之光■八子九孫 辟去不羊與天無極」等漢式鏡において「長保二親」銘に対応して用いられる「八子九孫」を用いるのと同様に古い用法である。〈4～5〉が吾作銘四神四獸鏡であることもこの銘文の古いパターンであることを充分納得させる。

なお、「九子」は楚辭『天問』に「女岐無合夫焉取九子」(神女である女岐は夫と一緒にならず九子をもった)とあり、多くの子をもつ、つまり子孫繁栄のたとえとして既に用いられていたことがわかる。

また、この他には、「陳氏作竟」銘に次ぎの2面がある。

「陳氏作鏡甚大好 上有■守■(龍)虎 身有文章口銜巨 古有聖人王父母 渴汲玉泉飢食棗」〈19〉

「陳氏作鏡甚大好 上有■■■龍虎 身有文章
口銜巨 (古) 有聖人王父母 渴玉泉」〈20〉

身有文章口銜巨

1978年刊行の報告書では「身有文章 銜巨」と「章 銜」の間が空欄となっているが、筆者の観察によれば「口」も確認できたので、本稿では「身有文章口銜巨」として扱うものとする。

「身有文章」と似た用い方が、「…大母傷」銘および「…眞母傷」を先頭句とする一連の銘文に見ることができる。

「尚方作竜虎竟大母傷 巧工刻之成文章 白虎師子居中央 壽如金石佳自好 上有山人不知老兮」〈43～44〉

「尚方作竟大母傷 巧工刻之成文章 左龍右虎辟非祥 (主鳥玄武) 主四彭 子孫備具居中央 長保二親樂富 (昌)」〈45〉

「■氏作竟大母傷 保二親兮」〈46〉

「青蓋作竟大母傷 巧工刻之成文章 左龍右虎辟不祥 朱鳥玄武順陰陽 長保二親樂富昌」〈47〉

「青蓋作竟大母傷 巧工刻之成文章 左龍右虎辟不祥 朱鳥玄武順陰陽 子孫備具居中央 長保二親樂富昌 壽敝金石如侯王」〈48〉

「尚方作竟大母傷 巧工刻之成文章 左龍右虎辟不祥 朱鳥玄武順陰陽 子孫備具居中央 長保二親樂富昌 壽敝金石如侯王 青蓋爲志回巨央」〈49〉

「尚方作竟大母傷 巧工刻之成文章 白虎師子巨中央 壽如金石佳自好 上有仙人不知老兮」〈50〉

「張氏作竟大母傷 長■二(親) 樂未央 八子百孫巨高堂 爲吏宜官至侯王」〈51〉

「尚方御竟眞母傷 巧工刻之成文章 左龍右虎辟不祥 朱鳥玄武順陰陽 子孫備具居中央 長保二親樂富昌 壽敝金石如侯王」〈52〉

これらの銘文では、第二句で「巧工刻之成文章」で(巧工はこれに刻み銘[文章]を成す)を説き、「左龍右虎辟不祥」「朱鳥玄武順陰陽」で『龍』『虎』『朱鳥』『玄武』という方位を表す四神獣を

詠い、以下に続く銘で鏡の所有者の大願成就を願うものとなっている。

「身有文章口銜巨」は文意に脈絡が無く解りにくい表現であるが、「巧工刻之成文章」に相当する銘に関する表記と獣像を描いた画像に関する表記が結びついてしまった結果とも受けとめられる。

すなわち、「身」が仮借文字でないという前提にたてば「身」とは鏡そのものまたは鏡背の図柄を意味するものと思われ、「身有文章」で銘文帯に銘[文章]が刻まれていることを語り、「口銜巨」で獣像の口に巨[鉅]を銜[含]むものがあることを記述し、七言絶句の形式を整えるために一まとめにされてしまったものと考えられる。なお、本鏡の獣像が口に含む巨(鉅)には『■』状と『■』状の両パターンが見られる。

「身有文章口銜巨」銘は第二句に「神守及龍虎」銘のくるAパターンにのみ用いられており、この句節のかなり無理な組み合わせからも派生的に生じた新しさが窺われる。

古有聖人東王父西王母

『東王父西王母』銘は、紹興出土の人物画像鏡の銘に「東王父 西王母」、別の紹興出土の人物画像鏡の銘に「吳王 西王母 白虎」あるいは「元興元年五月丙午日天大赦 広漢造作尚方明竟 幽凍三商 周得無極 世得光明 長樂未央 富且昌 宜侯王 師命長生如石 位至三公 壽如東王父 西王母 仙人子 立至公侯」のように中国出土の鏡では簡潔な表現が主流となっている。

ところが城山1号墳出土鏡の銘文中では、「古有聖人東王父西王母」銘のように改めていにしえの神仙説話を解説しようとするかのような表現がとられている。

東王父はもともと西王母の対となる神仙として登場した経緯がある。「漢武帝内傳」において武帝が七月七日に承華殿において西王母と会し、西王母の持参した七つの桃(蟠桃)を西王母が三つ武帝が四つ食べ、あまりのおいしさに武帝

が桃を植えようと種を並べているのを見た西王母が一つずつの桃の実が三千年に一つしか実らないことを武帝に教え、長寿の秘訣を經典として伝授するのであるが、武帝は伝授された秘訣を全うする約束に反しその身を謹まなかったため、ついには天から下った火により伝授された經典を祭る柏梁殿が焼失し、武帝の願いはかなわぬこととなる。このように、王母または西王母は長寿を授けてくれる神仙として既に考えられていたことがわかる。

同様の物語りは「穆天子傳⁽⁹⁾」において、周の穆王の西征と西王母との出会いが語られており、神仙である天界の西王母を地上の覇者(東王父)が訪れたのち次ぎには西王母が地上の覇者としての穆王を訪れる形で描かれている。

尚方作神人車馬画像鏡には、この説話に基づき神人(神仙像)と車馬が描かれている。

漢武帝内傳はこれを踏まえ西王母に並びたつ地上の覇者としての長寿を願う王公(王父)として武帝を描き西王母が地上の覇者を訪れる形をとり、後代には西王母は西方を東王父は東方を治める一対の神仙として考えられるようになる。

後漢以降の中国では、『王父母』とあれば、『東王父西王母』を指すのは周知のことであり、Aタイプの銘があえて『東王父西王母』についての説明を『古有』と付与しなければならなかったところに「古有聖人東王父西王母」銘の新しさを感じるのである。

なお、画像鏡では西王母が頭上に『勝』を戴せて描かれる古いタイプの神像表現から、次第に『勝』が省略されていくことも指摘されている⁽¹⁰⁾。

また、神獣像の表現について、西王母や東王父をはじめその他の獣像の描き方の違いが製作工人によるグループ差を示しているとした見解も出されている⁽¹¹⁾。

渴飲玉涇飢食棗

ところが、「漢武帝内傳」や「穆天子傳」の物

語よりも前の「山海經」においては、西王母はむしろ獣に近い表現が見られる⁽⁹⁾。

「渴飲玉泉飢食棗」銘は本来は神仙の不老不死の秘訣を説く句節であり、城山1号墳出土の神獣鏡銘では、「…甚大好 上有」に続き「神守及龍虎」を第二句に、「古有聖人東王父西王母」を第四句に、「渴汲玉涇飢食棗」を第五句に用いている。これは、Dタイプの銘文で「仙人不知老」に続く第三句に用いられた「渴汲玉泉飢食棗」が、Aタイプでは第四句の「古有聖人東王父西王母」の後に用いられていることになる。

すなわち、第二句で画像モチーフの「神守及龍虎」のアピールを行ったため、Dタイプの「仙人不知老」銘の役割を「古有聖人東王父西王母」銘が果たすべく挿入されたものと考えられる⁽¹²⁾。

「…眞大好 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食棗 浮游天下敖三海 爲國保」〈22〉

「…眞大好 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食」〈23〉

「…眞大好 上有山人不」〈24〉

「…眞大好 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食棗 浮游天下敖三海 壽如金石之天保樂未央」〈25〉

「…眞大工 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食棗 千秋萬歲」〈31〉

「…眞大工 上有山人大吉兮」〈32〉

「…眞大工 上(山人不)知老兮」〈33〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴(汲)玉泉(飢)食棗 東王父西王母」〈34〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴汲玉泉■兮」〈35〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食棗 七子」〈36〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴汲玉泉」〈37〉

「…眞大巧 上有山人不知老 玉泉兮」〈38〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食棗 壽長如此兮」〈39〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食棗 浮游天下敖三彭 壽如金石爲國保」〈40〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食棗 浮游天下敖四海 爲保壽如金石 長樂未央宜

羊」〈41〉

「…眞大巧 上有仙人不知老 渴汲玉泉飢食」

〈42〉

「…甚大好 上有仙人不知老 君宜高官 保子宜孫 壽如金石」〈17～18〉

「…眞大好 浮由天下(敖)四海 用青同至海東」〈26〉

「…甚大工 荆暮周攸用青同 君宜高官 至海東保子宜孫」〈30〉

壽如金石

「壽如金石」銘は朝鮮民主主義人民共和国大同江区第二号墳出土四葉文鈕連弧文鏡の「長宜子孫 ■如金石」をはじめ、「壽如金石」の後に「之國保」や「之天保」や「如侯王」を続ける場合が多く見られるが、国内出土鏡では「壽如金石」と言い切るものや⁽⁶⁶⁾、「壽如金石」の後に「佳自好」⁽⁶⁷⁾、「兮」⁽⁶⁸⁾、「保子宜孫」⁽⁶⁹⁾を続けるものがある。なお、三角縁神獸鏡のうち「張氏作」銘鏡の「生如金石天相保兮」銘は「壽如金石之天保長相保吉昌兮」銘の省略形と見られ、四神鏡の「壽敵金石侯王」⁽⁷⁰⁾銘は「壽如金石侯王」と用いるものもあることから、これらはいずれも「壽如金石」パターンの一つとして考えてもさしつかえない。

4. 銘文の構成に見られる成立の新古

それぞれのタイプ別に出土地を観察すると、Aタイプは京都府椿井大塚山・伝岐阜卓可児郡・千葉県城山1号・伝愛知県豊田市・奈良県大塚新山・奈良県佐味田・滋賀県古富波山・京都府内里といずれも国内出土であることが解る。

Bタイプでは岡山県湯迫車塚・京都府椿井大塚山・神奈川県真土大塚山・奈良県都介野・群馬県三本木の他、朝鮮民主主義人民共和国大同江区出土の人物画像鏡に「(袁)氏作竟多子孫 上有東王父西王母 長如山石兮」銘があり、Dタイプ同様その起源は国外に求められそうである。

Cタイプでは兵庫県コヤダニ・静岡県平川大

塚・京都府椿井大塚山・福岡県石塚山・広島県中小田・大阪府万年山であり、やはりAタイプと同様に国内での出土となっている。

Dタイプでは奈良県佐味田宝塚・岡山県湯迫車塚・滋賀県小篠原・大阪府国府・静岡県東貝塚・奈良県三室以外は出土地不明のものを除き、朝鮮民主主義人民共和国大同江区といった国外の出土である。このことからB・Dタイプの「某氏作(明)竟」に続いて「甚大好」類似的の修辭句を付加する場合には、その成立が中国あるいは朝鮮半島において日本のみで出土するA、C両タイプに先行しておこなわれた可能性が強いと言える。

「上有神守及龍虎」銘及び「上有王喬以赤松」銘が国内のみの出土であり、「上有仙人不知老(兮)」のより広範な分布と比較するとA・Cタイプの銘文はやはり派生的な存在であると見られ、BタイプはDタイプとA・Cタイプの中間的な要素をもっている。

Aタイプ：吾作銘三神五獸鏡，吾作銘四神四獸鏡，陳氏作竟銘二神二獸鏡，張是作竟銘二神二獸鏡

Bタイプ：陳是作四神二獸鏡，吾作銘五神四獸鏡，神人龍虎鏡

Cタイプ：吾作銘三神五獸鏡，吾作銘四神四獸鏡

Dタイプ：陳氏作神獸車馬鏡，陳氏作二神二獸車馬鏡，吾作銘二神二獸鏡，人物画像鏡，劉氏作神人龍虎鏡，四神鏡，鋸齒文縁四神鏡，流雲文四神鏡，唐草文縁四神鏡，細線獸帶鏡，半肉彫獸帶鏡

タイプ別に見た鏡式のセットからもB・Dタイプの銘文の起源が国外にあることを裏付けていおり、吾作銘三神五獸鏡を含むA・Cタイプよりも古いものと考えられる。

樋口隆康は、中国鏡にはそれぞれ鏡種ごとに固有の銘が用いられる場合があることに注意され、三角縁神獸鏡固有の銘が有ることと同様に中国鏡にも固有の銘があり、他の類例がないことを根拠として鏡の製作地の特定には至らない

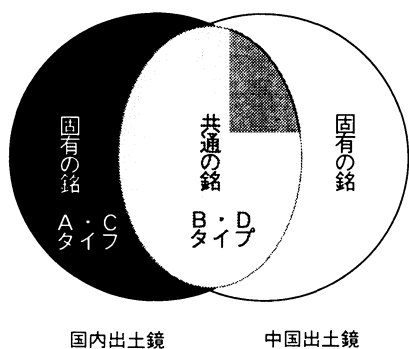


図4 中国及び国内出土鏡銘の関係

ことを指摘されている⁽⁴⁾。

任意の鏡種に固有の銘が中国出土鏡にある場合にはその銘が中国で成立したとすることに問題はない。また、ある鏡種に固有の銘であっても中国出土鏡と国内出土鏡のいずれにもある場合はその銘の成立も中国であると考えすることに問題はない。ところが、国内出土鏡のみに固有の銘が存在する場合は正確には二つの考え方がある。一つはその銘は中国で成立したがたまたま国内でしか出土しない鏡に刻まれているため中国では確認されない場合であり、もう一つはその銘が国内で借用されたか派生的に考案された国産の銘である場合である。

樋口の見解は最初の場合について説明されたもので、中国出土鏡に固有の銘があるように国内出土鏡に固有の銘があっても両者がともに中国製の鏡であれば当然であることを強調されたものと思われる。誠に鋭い御指摘と言うほかない。この御高説を参考とすれば、固有の銘をもつ鏡種の製作が中国で行われたのとほぼ同様に製作されたなら、中国鏡としての要素を十分に反映した銘をもつ鏡種が中国以外で考案された場合にも中国鏡の一種として論理的に成り立つこととなる。

筆者が検討した国内外出土の282面の鏡の銘文を観察した限りでは、中国出土鏡にも全く例のない用い方をする銘は少なくとも国内には確実に存在している資料であり、後の場合を完全に打

ち消すことも困難と言える。

次に城山1号墳の神獸鏡と同型鏡の分有関係にある京都・椿井大塚山古墳との関係について考えてみたい。

同型鏡の分有に関しては最近、従来の小林行雄説に対して多くの批判があるが遠く離れた各地の古墳から同型の鏡が確認される事実を前に、単なる偶然の一致とする解釈は説得力に欠ける。この意味で近藤喬一の「分有関係が鏡の出土の背景に大きな意図があったことを示す」とする意見を否定する理由はない⁽⁵⁾。

第5図は椿井大塚山古墳出土鏡のみと同型鏡の分有関係にある古墳の相関図である。ただし、図中の数字は京都大学文学部考古学研究室「三角縁神獸鏡出土地名表一同範鏡番号」図録『椿井大塚山古墳と三角縁神獸鏡』(1989)による。椿井大塚山古墳出土鏡のみと同型関係にある古墳出土では6セット16面が吾作銘鏡であり、20は「吾作明鏡」と言い切るタイプの古い表現のもので、それ以外の12・13がAタイプ、14はBタイプ、19はCタイプに該当する。

また、椿井大塚山古墳と同型鏡を分有する関係にありながらそれ以外の古墳出土の鏡とも同型関係を持つ古墳では3セット5面が吾作銘鏡であり、16がAタイプで奈良・新山古墳、19がCタイプで大阪・万年山古墳及び福岡・石塚山古墳、20が奈良・佐味田宝塚古墳といった各地域を代表するような重要な古墳に配布されていることが解る。(第6図)

椿井大塚山古墳出土鏡のみと同型関係にある古墳では吾作銘鏡の数量的な割合が高い一方、椿井大塚山古墳と同型鏡を分有する関係にありながらそれ以外の古墳出土の鏡とも同型関係を持つ古墳では吾作銘鏡の数量的な優位さはないものの、配布先の決定には意図的なものすら感じられる結果となっている。

覇権をかけた政治活動のために行う行為にはより明確な意志表示が必要であったはずであり、「吾作」の意味するところはきわめて重要な意義をもつ。

可能にも思われる銘文の構成もその組み合わせにはいくつかのパターンがあり、鏡種を問わず国内出土鏡でのみ用いられる表現の抽出を試みることで鏡の舶載・仿製の認識に新たな一面を見いだす可能性があることを指摘しておきたい。

こうした視点から観察すれば、城山1号墳出土の三神五獣鏡の銘文は古いタイプの銘を参考にしながらも、独自に再編した様相も窺わせており、この意味で若干後出の銘となっていると言わざるを得ない。

こうした鏡が舶載か国産かを論ずる前に、一方では鏡が畿内の一有力者のもとに大量に集められていたことと、また一方では同型の鏡が地方の有力者の手元に残されていたという客観的事実をもとにそれぞれの鏡のもつ属性情報の再確認の作業を行い、そのうえで改めて背景にある要因について科学的根拠に基づき検討する必要性を指摘したい。

本稿執筆にあたり、小見川町教育委員会生涯学習課松山裕正氏には資料の提供等大変お世話になった。文末ではあるが謝意を表したい。

図版について、巻末図版は高解像度スキャナーにより入力した画像を Apple 社の Quadra950 で Adobe 社の Photoshop を使用し銘文等の解像度を変更し、デジタルフィルムレコーダ イマプロ QCRZi で8K (8192×6144pixel) モードにより製版用4×5ポジフィルムを作成した。また、フィルムはコダクロームを使用したため原品の資料よりも若干マゼンタ(赤)が強くなっている。

図3は Adobe 社の Illustrator 3.2 (J) で作図を行った。

引用銘文出土遺跡一覧

- | | | |
|----|---------------|----------------------|
| 1 | 吾作銘三神五獣鏡 | 京都・椿井大塚山古墳 |
| 2 | 吾作銘三神五獣鏡 | 岐阜・(伝) 可児郡可児町出土 |
| 3 | 吾作銘三神五獣鏡 | 千葉・城山1号墳 |
| 4 | 吾作銘四神四獣鏡 | 京都・椿井大塚山古墳 |
| 5 | 吾作銘四神四獣鏡 | 奈良・大塚新山古墳 |
| 6 | 吾作銘三神五獣鏡 (2面) | 京都・椿井大塚山古墳 |
| 7 | 吾作銘三神五獣鏡 | 愛知・(伝) 豊田市出土 |
| 8 | 吾作銘五神四獣鏡 | 京都・椿井大塚山古墳 |
| 9 | 吾作銘五神四獣鏡 | 奈良・都介野出土 |
| 10 | 吾作銘四神四獣鏡 (2面) | 京都・椿井大塚山古墳 |
| 11 | 吾作銘四神四獣鏡 | 福岡・石塚山古墳 |
| 12 | 吾作銘四神四獣鏡 | 広島・中小田古墳 |
| 13 | 吾作銘四神四獣鏡 | 大阪・万年山古墳 |
| 14 | 陳是作銘四神二獣鏡 | 岡山・湯迫車塚古墳 |
| 15 | 陳是作銘四神二獣鏡 | 京都・椿井大塚山古墳 |
| 16 | 陳是作銘四神二獣鏡 | 神奈川・真土大塚山古墳 |
| 17 | 陳氏作銘神獸車馬鏡 | 岡山・湯迫車塚古墳 |
| 18 | 陳氏作銘神獸車馬鏡 | 奈良・佐味田宝塚古墳 |
| 19 | 陳氏作銘二神二獣鏡 | 滋賀・富波古墳 |
| 20 | 陳氏作銘二神二獣鏡 | 奈良・佐味田出土 |
| 21 | 張是作銘二神二獣鏡 | 京都・内里出土 |
| 22 | 細線獸帶鏡 | 出土地不明 |
| 23 | 唐草文縁四神鏡 | 出土地不明 |
| 24 | 鋸齒文縁四神鏡 | 朝鮮民主主義人民共和国(楽浪)出土 |
| 25 | 鋸齒文縁四神鏡 | 出土地不明 |
| 26 | 吾作銘二神二獣鏡 | 大阪・国府出土 |
| 27 | 神人龍虎鏡 | 群馬・三本木古墳 |
| 28 | 吾作銘三神五獣鏡 | 兵庫・コヤダニ古墳 |
| 29 | 吾作銘三神五獣鏡 | 静岡・平川大塚古墳 |
| 30 | 陳氏作二神二獣車馬鏡 | 滋賀・小篠原出土 |
| 31 | 人物画像鏡 | 静岡・東貝塚出土 |
| 32 | 四神鏡 | 朝鮮民主主義人民共和国(楽浪)郡出土 |
| 33 | 細線獸帶鏡 | 奈良・三室出土 |
| 34 | 人物画像鏡 | 朝鮮民主主義人民共和国(楽浪)出土 |
| 35 | 鋸齒文縁四神鏡 | 朝鮮民主主義人民共和国(楽浪)出土 |
| 36 | 半肉彫獸帶鏡 | 出土地不明 |
| 37 | 劉氏作神人龍虎鏡 | 出土地不明 |
| 38 | 人物画像鏡 | 出土地不明 |
| 39 | 鋸齒文縁四神鏡 | 朝鮮民主主義人民共和国大同江區王光墓出土 |
| 40 | 流雲文四神鏡 | 出土地不明 |
| 41 | 流雲文四神鏡 | 出土地不明 |
| 42 | 鋸齒文縁四神鏡 | 出土地不明 |
| 43 | 尚方作龍虎獸帶鏡 | 兵庫・吉島古墳 |
| 44 | 尚方作龍虎獸帶鏡 | 京都・一本松塚古墳 |
| 45 | 流雲文四神鏡 | 三重・齋宮出土 |

- 46 細線獸帯鏡 朝鮮民主主義人民共和国(楽浪)出土
 47 細線獸帯鏡 (伝)大阪・某御陵出土
 48 細線獸帯鏡 朝鮮民主主義人民共和国大同江区第2号墳
 49 細線獸帯鏡 岐阜・揖斐郡野出土
 50 半肉彫獸帯鏡 兵庫・吉島古墳
 51 半肉彫獸帯鏡 出土地不明
 52 尚方御竟銘四神鏡 出土地不明
 53 吾作銘三神五獸鏡 京都・椿井大塚山古墳
 54 吾作銘三神五獸鏡 香川・奥3号墳
 55 吾作銘三神五獸鏡 静岡・連福寺古墳
 56 吾作銘三神五獸鏡 泉屋博古館蔵鏡
 57 吾作銘三神五獸鏡 (伝)群馬・三本木出土
- 願忠 然・塞而不泄』『揚』、『壅』が脱字となっている。
- (10) 福岡県飯塚市立岩遺跡10号甕棺出土鏡(2号鏡)
 「内清質以昭明 光輝象而夫日月 心忽揚而願忠然壅塞而不・」(内圈)『泄』が脱字となっている。
 「絮清白而事君 窓而汙之令明 玄錫之澤流 恐疏遠而日忘 … 美… 外承・之可兌 … 令京 ・ 永・ 而母絶」(外圈)
 『仍』、『懷』、『糜』、『之』、『窮』、『嗤』、『驩』、『思』、『交』、『佻』、『之』、『願』、『思』の各字が脱字となっている。
- (11) 書道博物館(中村不折氏)蔵鏡銘
 (12) 『四川省出土銅鏡』1960.四川省博物館,重慶市博物館
 (13) 遼陽付近蘆家屯古墳出土鏡,慶尚北道琴湖面出土鏡
 (14) 岡山県山手付近出土鏡
 (15) 福岡県飯塚市立岩遺跡10号甕棺出土鏡(1号鏡)
 「日有喜月有富 樂毋事常得・ 美人會竿瑟侍 賈市程萬物平 老復丁死復生 醉不知醒旦星」
 『意』が脱字となっている。
 福岡県飯塚市立岩遺跡10号甕棺出土鏡(4号鏡)
 「日有喜月有富 樂毋事常得意 美人會竿瑟侍 賈市程萬物平 老復丁死復生 醉不知醒…」
 『旦』、『星』が脱字となっている。
- (16) 福岡県飯塚市立岩遺跡10号甕棺出土鏡(5号鏡)
 「絮清白而事君 窓汙志驩之令明 之玄錫之澤流 恐疏遠而日忘 ■糜美之窮嗤 外承驩之可兌 慕交佻之令京願兮永思而母絶 清光哉宜人」
 『糜』、『之』、『窮』、『嗤』、『驩』、『慕』、『交』、『佻』、『之』、『佳』、『人』が脱字となっている。
- (17) 前漢鏡の銘文解釈については西田守夫らの詳細な分析が行われており,戦国時代の楚国の屈原を始めとする楚歌を集めた『楚辭』に参照すべき詩文が多く見られる。
- (18) 朝鮮民主主義人民共和国平壤市大同江区石巖里出土の連弧文鏡
 (19) 後漢の年号である『元興元年(105年)』銘の環状乳神獸鏡銘文
- 註
- (1) 「古墳発見石製模器具の研究」高橋健自 帝室博物館楽報第一冊(1919)
 (2) 「日本の石枕」千葉県立房総風土記の丘(1979)
 「房総の石製模造品」石倉亮治(財)千葉県文化財センター研究紀要8(1984)
 (3) 「城山1号前方後円墳」千葉県香取郡小見川町教育委員会(1978)
 (4) 「三角縁神獸鏡の研究—型式分類編—2 三角縁神獸鏡同範鏡目録」小林行雄 古墳文化論考(1976)
 (5) 前掲註4に同じ
 神像の頭上の冠に個々の突起が逆三角形に近いものや両端が渦状に巻き上がったものがあることを指摘し,前者を『三山冠』後者を『渦状冠』と仮称した。
- (6) 「漢鏡の圖柄二,三について」『東方学報』第44冊 林巳奈夫 京都大学人文科学研究所(1973)
 漢鏡に表現された神像の特徴から,三段式神獸鏡から華蓋,天皇大帝,蒼頡,神農を,重列式神獸鏡では西王母,東王父,蒼頡,神農,伯牙,鍾子期,黄帝,句芒,天皇大帝,南極老人,五帝,常儀,義和,蠡のそれぞれ神獸の抽出を試みられている。
- (7) 河北省滿城県寶綰墓出土鏡銘
 (8) 伝:安徽省壽州出土鏡銘
 (9) 福岡県飯塚市立岩遺跡10号甕棺出土鏡(7号鏡)
 「内清質以昭明 光輝象而夫日月 心忽・而

神獸鏡の図像—白牙擧樂の銘文を中心として—
西田守男 MUSEUM 第207号
東京国立博物館 (1968)

西田守男は、『元興元年 (105年)』銘鏡の三神像のうち一神を弹琴像とし、残る二神のうち通天冠をつけた一神を東王父とするも、他の一神の西王母とすべき像の頭の『勝』があきらかでないことを指摘している。

- (20) 安徽省蕪湖市赭山102号墓出土の重列式神獸鏡
後漢 献帝の暦年号である『建安』年号 (196~219) 銘には『建安元年 (または六年)』、『建安七年』、『建安八年』、『建安十年』、『建安十四年』、『建安十九年』、『建安廿一年』、『建安廿二年』、『建安廿四年』が存在し、それらの紀氏銘では『吾作明竟』の多いことが知られている。
なお、『建安』は後漢末の年号であり、魏の曹丕が220年に『黄初』年号を制定し、事実上後漢は滅亡する。
- (21) 三国呉の孫権が魏の文帝に抗して制定した黄武元年 (222年) 銘対置式神獸鏡で伝浙江省紹興出土鏡。
- (22) 西田守男は1992年11月23日に五島美術館において行われた講演の中で、かつて呉、蜀、西晋の三つの国の年号として採用された『建興』年号銘と解説された時期もあつたこの鏡について、西涼の『嘉興』年号銘であることを指摘された。
筆者の観察でも二枚ある同型鏡のうち的一方には確かに『嘉興元年』(417年)で始まる銘文が認められ、きわめて希な国の年号をもつ鏡であることが確認できた。
- (23) 山梨県西八代郡三珠町鳥居原孤塚古墳出土の『赤烏元年 (238年)』銘の対置式平縁神獸鏡で、呉の『赤烏』年号銘をもつ。
- (24) 兵庫県宝塚市安倉古墳出土の赤烏 (七) 年 (238年) 銘対置式神獸鏡
赤烏 () 年の () 内の年数については十の可能性もあるとする意見がある。
- (25) 島根県大原郡加茂町原神社古墳出土の『景初三年』銘同向式三角縁神獸鏡
『景初三年 (239年)』銘鏡にはこの他大阪府和泉市上代町黄金塚古墳出土の「景初三年陳是作詔詔之保子宜孫」銘の画文帯同向式神獸鏡があり、魏の『景初』年号銘をもつ。
- (26) 京都府福知山市広峯15号墳出土の斜縁盤龍

鏡で、年号としては実存しない『景初四年』銘をもつ。このことについて、王仲殊は日本に渡来していた呉の鏡造りの職人である陳是が中国の改元の事実を知らずに製作した結果であるとする。

同様の年号をもつものが兵庫県辰馬資料館にもう一面収蔵されており、「景初四年五月丙午陳是作鏡吏人詔之位至三公母人詔之保子宜孫寿如金石兮」で、同一銘をもつ斜縁盤龍鏡である。

- (27) 山口県新南陽市竹島古墳出土の『正始元年』銘同向式三角縁神獸鏡で、魏の『正始』年号銘をもつ。
『正始元年 (240年)』銘鏡と考えられているこの他の鏡としては群馬県高崎市柴崎古墳出土の「(正) 始元年陳是作鏡自有経述本自? 師杜地命出寿如金石保子 (宜) (孫)」銘の同向式三角縁神獸鏡、兵庫県豊岡市森尾古墳出土の「(正) (始) (元) (年) 陳是作鏡自有経 (述) (本) 自? (師) 杜地命出寿 (如) (金) (石) (保) 子宜孫」銘の同向式三角縁神獸鏡がある。
- (28) 伝：京都府相楽郡山城町上伯古墳出土の晋の『元康』年号銘をもつ平縁神獸鏡
- (29) 樋口隆康による三角縁神獸鏡銘文の分類
K式：吾作明竟 (陳氏作竟) 甚大好 上有仙人不知老
Qa式：尚方作竟佳且好 明而日月世少有刻
Ra1式：吾作明竟甚大好 上有東王父西王母
Ra2式：陳是作竟甚大好 上有王父母
Rb1式：張氏作明鏡真巧
Rb2式：吾作明竟甚大工 上有王喬赤松師子天鹿
Rc式：吾作明竟甚大好 上有神守及龍虎身有文章
- (30) 「漢武帝内傳」班固 (漢) 撰 『(前略) 四月戊辰帝間居承華殿東方朔董仲舒在側忽見一女子着青衣美麗非常帝愕然問之女對曰我墉宮玉女王子登也乃為王母所使從崑崙山來語帝日聞子輕四海之祿尋道求生降帝王之位而屢禱山獄勤哉有似可教者也從今日清齋不閑人事至七月七日王母暫來也… (中略) …見西南如白雲起鬱然真來逕趨宮庭須臾轉近聞雲中簫鼓之聲人馬之響半食頃王母至也縣投殿前有似鳥集或乘白麟或乘白鶴或乘軒車或乘天馬羣僊數千光耀庭宇既至從官不復知所在唯見王母乘紫雲之輦駕九色班龍別有五十天僊側近鸞輿皆長丈餘同執綵旒之節佩金剛靈璽戴天真之冠威住殿

下王母唯扶二侍女上殿侍女年可十六七服青綾之桂容眸流盼神姿清發真美人也…(中略)…又命侍女更索桃果須臾以玉盤盛僊桃七顆大如鴨卵形圓青色以呈王母母以四顆與帝三顆自食桃味甘美口有盈味帝食輒収其核王母問帝帝曰欲種之母曰此桃三千年一生實中夏地薄種之不生帝乃止…(中略)…萬民坑降殺服遠征外域路盈怒歎流血膏成每事不從至太初元年十一月乙酉天火燒柏梁臺真形圖靈飛經錄十二事靈光經及自撰初授凡十四卷并函並失王母知武帝既不從訓故火災耳(後略)』

- (31) 「穆天子傳」卷二 郭璞(晋)註 古文『(前略)丁巳天子西征已未宿于黃鼠之山西乃遂西征癸亥至于西王母之邦』

「穆天子傳」卷三 郭璞(晋)註 古文『吉日甲子天子賓于西王母[西王母如人虎齒蓬髮戴勝善嘯紀年穆王十七年西征崑崙丘見西王母其年來見賓于昭宮]乃執白圭玄璧以見西王母[執贄者致敬]好獻錦組百純[闕]組三百純[純疋端名也周禮曰純帛不過五兩組綬屬音祖]西王母再拜受之[闕]乙丑天子觴西王母于瑤池之上西王母為天子謠徒歌曰謠日白雲在天山陲[陵字]自出道里悠遠山川間之[間音諫]將子無死[將請也]將尚能復來天子答之日予歸東土和治諸夏萬民平均吾顧見汝比及三年將復而野[復反此野而見汝也]天子遂驅升于倉山[倉倉茲山日入所也]乃紀兀跡于倉山之石[銘題也]而樹之槐眉日西王母之山[言是西王母所居也]西王母之山還歸兀[闕]世民作憂以吟日比徂西土[徂往也]爰居其野虎豹為群於鵠與處[於讀日鳥]嘉命不遷[言守此一方]我惟帝[帝天帝也]天子大命而不可稱顧世民之恩流涕涕隕吹笙鼓簧[簧在笙中]中心翔翔[憂無薄也]世民之子唯天之望[所瞻望也]丁未天子飲于温山[闕]考鳥[紀年日穆王見西王母西王母止之日有鳥謗人疑說此鳥脫治不可知也]』

- (32) 「両性具有一絶対者としての西王母」小南一郎『西王母と七夕伝承』(1991)

- (33) 「神獸像表現からみた三角縁神獸鏡」京都大学文学部考古学研究室 図録『椿井大塚山古墳と三角縁神獸鏡』(1989)

この中で、三角縁神獸鏡をそれぞれ「四神四獸鏡群」、「二神二獸鏡群」、「陳氏作鏡群」の三つの工人グループによる製作過程があることを論じている。

- (34) 「山海経」卷二 西山経 郭璞(晋)撰 『又

西三百五十里日玉山是西王母所居也西王母其状如人豹尾虎齒而善嘯蓬髮戴勝』(また西350里に玉山があると言う。ここは西王母の住むところである。西王母その姿は人に似るが豹の尾と虎の歯を持ち、声をあげて鳴り、髪はボサボサとして頭に勝を戴せている)

- (35) 三角縁神獸鏡の研究一型式分類編—4 銘帯および文様帯による検討 小林行雄 三角縁神獸鏡の研究(1976)

『七言絶句鏡銘表』を提示され、「東王父西王母」の名をあげる場合には第二句、第三句に「上有神守及龍虎，身有文章口銜巨」の対句を用い(本稿分類のAタイプ)、続けて「古有聖人東王父西王母」をおくことを定型とする傾向が強いことを指摘している。また、「上有仙人不知老」や「王喬赤松子」系の句を用いる場合には、これをただちに第二句とすること(本稿分類のDおよびCタイプ)を指摘し、総字数が30字を超える場合には、さらに「渴飲玉泉飢食棗」の句を、神仙名をふくむ句の後にそえる傾向があると述べている。

小林行雄は、資料として三角縁神獸鏡の同型鏡に視点を置かれていたわけであるが、本稿の考察によれば、Bタイプの「上有東王父西王母」銘は楽浪出土の人物画像鏡に、Dタイプの「上有仙人不知老」銘の場合には漢鏡の数種の四神鏡に既にその銘の用いていることを確認できるのに対し、Aタイプの「上有神守及龍虎」銘およびCタイプの「上有王喬以赤松」銘はいづれも国内のみの出土鏡銘であり、銘文においても独自に改編された銘のある可能性を指摘しておきたい。

- (36) 前掲引用銘文出土遺跡一覧の1～3, 6, 7, 17, 18に同じ

香川・御殿山出土の連弧文鏡

- (37) 前掲引用銘文出土遺跡一覧の43, 44に同じ
兵庫・吉島古墳出土の獸帯鏡

- (38) 前掲註25, 26に同じ

- (39) 群馬・蟹沢古墳, 兵庫・森尾古墳, 山口・御家老屋敷古墳出土の「正始元年」銘神獸鏡

- (40) 京都・椿井大塚山古墳, 香川・奥3号墳, 静岡・連福寺古墳, 群馬・三本木古墳出土及び泉屋博古館蔵の「張氏作鏡」銘三神五獸鏡

- (41) 前掲引用銘文出土遺跡一覧の49

- (42) 『三角縁神獸鏡綜鑑』樋口隆康(1992)

- (43) 「同範鏡の配布と分有」『三角縁神獸鏡』近藤喬一(1988)

王仲殊、菅谷文則、柳田康雄の見解をはじめとする、小林行雄の初期大和政権配布論による「なんでもかんでも初期大和政権からの下賜品とするといった感覚で、古墳時代の文物の伝播を理解する立場」に対する批判があり、そのことは「各地方の主体性を再確認する要求」にねざしていることを指摘されている。

(44) 前掲註42に同じ

同型鏡の配布に関して樋口氏は、同型鏡の配布が畿内の政権による全国統一を果たした結果を意味するには、椿井大塚山古墳の被葬者がすべての同型鏡をまず占有していたことが大前提となることを指摘され、この考えにたてば椿井大塚山古墳の被葬者が製品の大半を入手することができる一つの可能性として国内生産された場合、特に畿内に生産工房が存在していた場合を例示されている。

また、同時に三角縁神獣鏡が中国鏡であるとすると、中国で製作された同型鏡の大半を倭国の一豪族が専有することはきわめて困難であることも指摘されている。

併せて、同型鏡の分有の主たる原因について、鏡を商う商人の経済活動の結果であるとも指摘されている。

(45) 樋口隆康は舶載鏡（中国製の鏡）と仿製鏡（国産の鏡）の違いとして次ぎの点を指摘されている。（『古鏡』 樋口隆康（1979））

1 鏡質では、中国鏡は白銅質で鑄上がりが良いのに対し、仿製鏡は青銅の質が粗で鑄上がりがよくない。

2 鏡体では、中国鏡は外区と内区との差が段落によって明確であるのに対し、仿製鏡では段落の差が小さく、厚みが同じか、徐々に縁に向って厚くなっている。

3 文様表現の優劣がはっきりしており、とくに仿製鏡では図文の意味を理解しないで、形だけをまねしたのものがある。

4 銘文も図案的で偽銘帯となっている。

銘文引用にあたり、本文註以外では以下の文献を参照した。

『楚辞』 星川清孝 新釈漢大系（1970）

『漢式鏡』 後藤守一（1973）

『立岩遺蹟』 福岡県飯塚市立岩遺蹟調査委員会編（1977）

『漢三國六朝紀年鏡圖説』 梅原末治（1984復刻版）

『紹興古鏡聚英』 梅原末治（1984復刻版）

『古鏡聚英』上編—秦鏡と漢六朝鏡 後藤守一（1985復刻再版）

『古代鏡文化の研究』 保坂三郎（1986）

『上海博物館藏青銅鏡』 陳佩芬編（1987）

『三角縁神獣鏡』 王仲殊（1992）

「前漢から元時代の紀年鏡」 五島美術館編 特別展『古鏡』図録（1992）



吾作銘三神五獸鏡